

事業者等 各位

姫路市長 清元 秀泰

令和4年度障害者グループホーム新規開設サポート事業について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の助成事業につきまして、今年度も下記のとおり実施いたしますので、本制度を活用しグループホームを開設されるご意向がある場合は、申請書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 助成事業の概要

助成対象	市内において障害者グループホームを新規開設する事業者 ※障害者総合支援法第29条第1項の規定により姫路市から共同生活援助の指定を受けた者 (指定を受ける見込みの者)		
助成対象 経費	障害者グループホームを新規開設するに当たって要する下記の経費 ①既存建物に設置する消防設備整備費 ②既存建物のバリアフリー等改修経費 ③住居借上げ初期経費(住宅借上げに伴う敷金・礼金) ※助成対象経費の詳細は別紙をご参照ください。		
助成金額	1施設につき、実支出額と下記の助成基準額のいずれか低い額に1/2を掛けた額の合計額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)		
		助成基準額	補助率
	①消防設備整備費	3,000 千円	1/2
	②バリアフリー等改修経費		
	③住居借上げ初期経費		
		助成金額の上限額	1,500 千円
	※ ③については、70千円に障害者グループホームの定員の数を乗じて得た額を上限とする ※助成対象になるかどうか疑義がある場合は障害福祉課へお問い合わせください。		

2 注意いただくこと

(1) グループホームの開設について

- ・事業所指定を受けるにあたっては、法人格の取得や人員・設備等の諸要件を満たす必要がありますので、開設を検討する場合は事前にご相談ください。

【指定申請・要件については、監査指導課〈TEL：(079) 221-2490〉へ】

- ・事業所指定を受けるにあたっては、都市計画法(市街化調整区域による制限等)、建築基準法(用途変更等)、消防法(消防設備基準等)及びその他関係法令に関する基準に適合している必要があります。

(2) 助成金について

- ・助成金の交付は予算の範囲内を限度としますので、希望事業者が多数の場合は、調整により助成

額が減額又は不交付となる場合があります。

- ・助成金を受ける場合、必ず事業着手前（工事開始前）に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。別紙の「助成事業協議フロー」のとおり手続きがされない場合、当事業の助成対象となりませんのでご注意ください。
- ・令和4年度の助成を受けるためには、令和5年1月末までに開設についての事前相談をしたうえで、必ず令和5年2月28日までに助成金の申請をしてください。また、令和5年3月31日までに事業の全てを完了していただく必要があります。
- ・助成金を受けて設置した設備等については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚労省告示第384号）で定められる期間についてはその処分について制約を受けます。
- ・助成対象経費について消費税及び地方消費税に係る仕入額控除をした場合、当該仕入控除税額を返納いただくことがあります。
- ・建物の一部のみをグループホームとして利用する場合、その部分のみが助成対象となります。

3 申請に必要な書類

- ・協議様式 ・（様式1）協議書総括票 ・（様式2-1）個票 ・（様式2-2）対象経費内訳
- ・助成金交付申請書（様式第1号）
- ・収支予算書、事業計画書
- ・工事費等の見積書（三者見積）、対象事業にかかる金額が確認できる書類
- ・施設の図面

※障害福祉課へ事前にご相談の上、上記の書類を提出してください。

※見積書については、同じものが手配できないため同等品とする場合は、規格等を合わせてください。また、カタログ等規格が分かる書類を添付してください。

※その他、事業の実施の確認のため別途書類の提出をお願いする場合があります。

4 添付書類

- （1）令和4年度グループホーム新規開設サポート事業 通知文（本紙）
- （2）（別紙）助成事業協議フロー
- （3）協議様式
- （4）助成金交付申請書（様式第1号）
- （5）収支予算書、事業計画書
- （6）姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱

※ 事業の概要、申請様式等は市ホームページへも掲載しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001669.html>

【担当】 姫路市障害福祉課 管理担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話:(079)221-2454 FAX:(079)221-2374

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業の助成対象経費について

助成対象となる経費について、助成対象は下表のとおりです。

区 分	内 容	助成対象経費
①消防設備整備費	既存建物に設置する消防用設備等の整備のために要する経費	<u>消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識</u>
②バリアフリー等改修経費	既存建物のバリアフリー等の改修のために要する経費	<u>手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え、浴槽の取替え</u>
③住居借上げ初期経費	アパート、一般住宅等を借り上げるために要する経費。 <u>ただし、賃貸借期間の終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるものを除く。</u>	<u>敷金、礼金</u>

※上記の助成対象経費に列挙されている経費以外については助成対象となりません。

※③について、「賃貸借期間の終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるもの」（退去時に返金される敷金等）については対象経費から除くこととしています。